

令和8年3月新規高等学校卒業予定者に係る申し合わせ等について

令和7年3月19日

和歌山県経済団体、和歌山県高等学校、和歌山県知事部局、和歌山県教育庁及び和歌山労働局で構成する和歌山県高等学校就職問題検討会議は、令和8年3月新規高等学校卒業予定者を対象として複数の就職機会の中から希望に合致した職業を選択できる機会の拡充を図るため、下記のとおり申し合わせる。

記

1 応募について

指定校求人及び公開求人に関わらず、推薦開始期日から複数の求人への応募を可能とする（ただし、求人者が複数応募を認めた場合に限る。）。

県外の求人に応募する場合は、応募先都道府県の申し合わせに従う。

2 指定校求人の推薦数について

求人者は推薦を依頼した学校に対して、当該校からの推薦数を任意に設定できる。

3 内定承諾について

生徒は複数の求人者から内定を受けた場合は、入社のある意思がある求人者1社に対して内定承諾の通知を、それ以外の求人者には内定辞退の通知を速やかに学校を通じて行うこと。

和歌山県高等学校就職問題検討会議
和歌山県経営者協会
和歌山県商工会議所連合会
和歌山県商工会連合会
和歌山県中小企業団体中央会
一般社団法人和歌山経済同友会
和歌山県高等学校進路指導研究会
和歌山県高等学校長会
和歌山県
和歌山県教育庁
和歌山労働局

令和8年3月新規高等学校卒業予定者に係る申し合わせ等について QA

和歌山県高等学校就職問題検討会議

【趣旨について】

Q 1. 複数応募制導入の趣旨は？

- A. 従来の仕組みでは、生徒は行きたい企業よりも、教員との面談等の中で校内選考に受かりやすい企業を希望する傾向があると指摘されている。そのため、就職後に就職先の企業が自分の思いと違った時に、離職につながりやすい可能性を秘めている。

このような状況を改善するために、生徒が主体的に企業を研究し、自らの意思と責任で職種や就職先を選択する意欲や態度、能力を育てていった上で、生徒全員が希望する企業に応募できるよう、指定校求人における推薦枠の上限を撤廃するとともに、従来の一人一社制から複数応募制に変更した。

また、企業にとっても、主体的に自社を希望する生徒からより多くの応募があれば、自社が求める人材を採用できる可能性が高まる上に、生徒と企業とのミスマッチが少なくなることにより、入社後の早期離職の減少にもつなげることができる考える。

企業にあっては、これらのことを踏まえ、生徒が複数の企業に応募できるよう併願可能な求人とともに、希望する生徒全員が応募できるよう配慮をお願いしたい。

【複数応募制について】

Q 2. 生徒の1人当たりの応募数に制限はないのか？

- A. 県内企業のみ複数応募する場合は応募数に制限なく応募することができる。

しかし、日程等の関係から応募できる企業数は限られることが考えられるので、学校は、生徒に事前に十分な企業研究を行って応募するよう指導する必要がある。

Q 3. 生徒がA社から内定通知を得た後、B社の選考試験がまだの場合、B社の試験を辞退できるのか？

- A. 生徒の第一希望がA社であり、内定承諾の意思がある場合は、B社の試験を辞退しても構わない。

Q 4. 生徒が複数応募を希望するものの、選考試験の日程が重なった場合、学校や企業はどうすればよいか？

- A. 学校は、生徒が希望する企業の選考試験を受けることができるよう、日程変更などの柔軟な対応ができないか、当該企業へ申し入れる。

企業は、学校から申し入れを受けた場合、可能な範囲で対応する。

【指定校求人について】

Q 5. 企業が指定校求人の推薦数の設定に配慮すべきことは何か？

- A. 企業は、複数応募制の趣旨に鑑み、できるだけ希望する生徒全員が応募できるような人数設定に配慮するが、採用予定の人数等、自社の実情を勘案した上で、採用選考に支障をきたさない範囲で推薦数を任意に設定しても構わない。

【指定校求人における推薦数の変更について】

Q 6 -①. 学校は、推薦数が設定された指定校求人に対して、推薦数を超えた生徒からの希望があった場合、どうすればよいか？

A. 学校は、生徒が希望する求人に応募できるよう、推薦数変更について当該企業へ要望する。

Q 6 -②. 企業は、指定した学校から推薦数の枠を超えた応募について要望があった場合、どのように対応すればよいか？

A. 原則として、学校別推薦数の範囲内とするが、学校から特に要望があれば、可能な範囲で希望する生徒が応募できるよう柔軟に対応する。

Q 6 -③. 企業は、学校からの要望に応じて推薦数を変更する場合、どのように対応すればよいか？

A. 企業は、指定校求人の推薦数を変更する際に必要とする事前の同意については、県内の学校に限り省略することができる。

なお、企業は推薦数を変更した旨をすべての指定校に通知するものとする。

【内定について】

Q 7. 企業からの「内定通知」をもって生徒の「内定承諾」となるのか？

A. 指定校求人、公開求人ともに、企業が内定通知を出した後、生徒が内定承諾の通知を企業に行った時点で、内定承諾となる。なお、試験後の内定通知、それに続く内定承諾を速やかに行うこととする。（企業は、選考結果を選考後原則 7 日以内に学校に通知し、生徒の内定承諾もしくは内定辞退については、学校への内定通知後原則 7 日以内に学校を通じて企業に通知する。）

【その他】

Q 8. 企業は、採用計画に支障がある場合、複数応募を不可として求人を申し込んでもよいのか？

A. 複数応募の趣旨に御理解いただきたいが、企業は、自社の実情を勘案した上で、複数応募を不可として求人を提出することは可能である。

Q 9. 教員が生徒の応募前職場見学に同行できない場合は、どうすればよいのか？

A. 今後も、原則は教員や保護者が生徒に同行することとするが、保護者の承諾を得た上で、生徒のみが参加する場合も考えられる。